**平成２４年（フ）第２４３号**
和歌山県岩出市根来1194番地の６
債務者　堀田　義秋
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２５７号**
和歌山市山東中236番地
債務者　出口　隆章
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第２７号**
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字前原44番地６　パルテンツァ新白河Ｂ―201、前住所神奈川川崎市中原区市ノ坪280番地　アビターレ武蔵小杉202
債務者　野城　李沙
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２４年（フ）第４８４号**
愛知県小牧市久保本町155番地
債務者　鶴田　松代
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４３７号**
神戸市灘区岩屋中町３丁目３番20号　小林ビル302
債務者　徳田亜耶子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５５０号**
神戸市長田区鶯町３丁目１番９号　カロンズ鶯町203号
債務者　前田　晴美
１　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５４号**
長崎県佐世保市大岳台町25番５号　橘コスモハイツ101、旧住所長崎県佐世保市卸本町６番１号
債務者　吉田　喜平
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２４年（フ）第３６号**
熊本県荒尾市上平山421番地
債務者　山本　　茂
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２４年（フ）第５３号**
熊本県玉名郡和水町板楠821番地
債務者　松尾　誠也
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２４年（フ）第１１１４号**
愛知県小牧市大字二重堀767番地１　ＤＵＰＬＥＸ国王36Ａ棟105号
債務者　西川路マルガレチユミこと　ＮＡＧＡＩ　ＭＡＲＧＡＲＥＴＨ　ＹＵＭＩ　ＭＩＵＲＡ
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１２１５号**
名古屋市中村区宿跡町２丁目52番地の１
債務者　平山ちづ子
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９０号**
青森県むつ市横迎町２丁目15番１号
債務者　中村　照子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４１号**
神奈川県横須賀市平作７丁目２番８―105号
債務者　澤田　弘喜
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２４年（フ）第１４３号**
神奈川県横須賀市汐入町３丁目58番地
債務者　木下　信雄
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２４年（フ）第１５１号**
神奈川県三浦市初声町和田2746番地１　サンクリークス105
債務者　小峰美佐子（旧姓玉木）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２４年（フ）第１５４号**
神奈川県横須賀市平作５丁目22番13号
債務者　小林　　正
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２４年（フ）第１５９号**
神奈川県横須賀市長沢３丁目１番13―105号
債務者　祝　　高規
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部